

平成19年11月1日

各位

会社名 ハイブリッド・サービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永瀬 則幸  
(JASDAQ・コード2743)  
問合せ先 取締役業務部長 新倉 敏美  
電話番号 03-3262-6827

## 株式会社エフティコミュニケーションズとの資本業務提携 及び当社株式に対する公開買付けの賛同に関するお知らせ

当社は、平成19年11月1日開催の取締役会において、株式会社エフティコミュニケーションズ（以下、「エフティコミュニケーションズ」又は「公開買付者」といいます。）との間で、資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を締結し、また、エフティコミュニケーションズが実施する当社株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公開買付者及び業務提携先の概要

(1) 商号	株式会社エフティコミュニケーションズ
(2) 主な事業内容	情報通信機器とソフトウェアの販売を主とするソリューション事業 および携帯ショップ運営のモバイル事業ならびにインターネット利用 に関するISP・ASPサービスの提供を主とするサービス&サポート事業 を中小企業に対して提供しております。
(3) 設立年月日	昭和60年8月1日
(4) 本店所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 畔柳 誠

資本金の額 (平成19年3月31日現在)	754百万円	
(6) 大株主及び持株比率 (平成19年3月31日現在)	畔柳 誠	7,054株 (9.69%)
	平崎 敏之	5,227株 (7.18%)
	小林 正道	3,671株 (5.04%)
	株式会社光通信 代表取締役 重田 康光	3,500株 (4.80%)
	日本証券金融株式会社 取締役社長 増渕 稔	3,487株 (4.79%)
	エフティコミュニケーションズ 従業員持株会 理事長 森 政彦	1,615株 (2.21%)
	ユービーエスルクセンブルグエスエイ 常任代理人 シティバンク・エヌ・ エイ東京支店	1,502株 (2.06%)
	根岸 欣司	1,309株 (1.79%)
	高 誠	1,136株 (1.56%)
	株式会社エフティコミュニケーションズ	900株 (1.23%)
(8) 買付者と対象者の 関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

## 2. 本資本業務提携の理由並びに本公開買付けに関する意見の内容及び理由

当社は、平成19年11月1日開催の当社取締役会において、エフティコミュニケーションズとの間に本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けについて以下の理由をもって賛同の意を表明することを決議いたしました。

当社は、1986年に、ワードプロセッサーおよびPOSレジ用インクリボン等の販売会社として創業し、ユーザーニーズの変化・オフィス用品業界の動向にあわせて、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジの品揃えの充実を図り、主にマーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）の販売に専門特化してまいりました。現在では、特定メーカーの枠にとらわれない独立系企業として、海外調達を含めた独自の販売チャネルの開拓による商品調達力を強みに、市場ニーズに応える商品供給体制を整え、マーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、全国の有力な卸・小売業者、通販企業向けに販売しております。

一方、オフィス用品及びOAサプライ品の卸売会社の状況については、仕入価格が上昇傾向にあるものの、エンドユーザーの低価格志向の影響により、卸・小売業者の価格転化は困難となり、結果として卸売会社とその差額分を吸収せざるを得ない状況が恒常化しており、卸売会社の利益率が低下す

る傾向が顕著となってまいりました。

このような状況のもと、当社は、成長率の著しいカラートナーカートリッジの販売を強化する等、利益確保を重視した営業活動を展開するとともに、積極的な新規顧客開拓を行い強固な営業基盤の構築に努めてまいりました。

しかしながら、業界内での過当競争による売上低下及び売上総利益率の低下は自助努力だけでは困難であり、当社の事業基盤の強化及び永続的な発展を考えれば、新たなビジネスパートナーとの協業により、新たなビジネスモデルを構築していくことが急務の課題となってまいりました。

エフティコミュニケーションズは、現在、多数の中小企業・個人事業主向けに、情報通信機器・ソフトウェアの販売を主とするソリューション事業、携帯ショップ運営のモバイル事業、インターネット利用に関わる I S P ・ A S P サービスの提供を主とするサービス&サポート事業を展開し、「中小企業支援カンパニー」をスローガンに、通信システム構築から保守、アフターサポートまで一貫したワンストップサービスを提供し、業容の拡大を図っております。

このような状況のもと、当社は、事業基盤の強化に向け、新たなパートナーとの協業を検討する過程において、本年8月頃から、公開買付者との間で、資本業務提携の可能性につき協議してまいりました。

エフティコミュニケーションズと当社は、O A 機器販売、O A 機器の消耗品販売という事業内容から、顧客への商品・サービスの提供に関し、ビジネスモデルの面において共有する要素を持ち合わせております。

エフティコミュニケーションズが行っている中小企業向け情報通信機器販売においては、今後、市場環境の変化による販売競争が厳しさを増すことが想定されており、価格競争力を高めることと合わせて、消耗品販売を含めた商品供給力を維持していくことが懸念事項となっております。

当社のマーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）市場においては、I T 化の進展とサービスの多様化が一定の水準で落ち着いていることから、市場は飽和状態であり、卸販売事業としての売上総利益の確保などが懸念事項となっております。

このような環境認識のもと、当社が有する多岐にわたる商品供給能力と、公開買付者が有する中小企業の顧客基盤や営業力・サポート体制とを総合的に判断し、当社と公開買付者とのリレーションを強化し、協業していくことにより、両社の優位性を早期かつ強力に融合することでグループ全体として競争力向上を目指し、厳しさを増す両社の事業環境に十分対応できる体制を整えることは、両社の企業価値向上に寄与するものと判断いたしました。

また、当社取締役会は、本公開買付けの買付価格である1株あたり37,000円の妥当性を検証するための参考資料として、第三者機関であるみらいコンサルティング株式会社より当社株式価値に関する算定報告書を取得しております。なお、当該買付価格は、当社株式の平成19年10月31日のジャスダック証券取引所における終値38,600円に対して4.15%（小数点以下四捨五入）、また同日までの過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、の終値平均値に対して、それぞれ1.03%、10.44%、36.77%（小数点以下四捨五入）ディスカウントした価格に相当しています。

本公開買付にあたり、公開買付者は、当社の筆頭株主である有限会社エヌ・ジー・エス（平成19年6月30日現在における対象者の発行済株式総数の33.15%を保有）および当社の代表取締役であり大株主である永瀬則幸（同16.40%保有）から、それぞれが保有する対象者株式について、本公開買付に応募するとの同意を得ております。

当社の株式は現在ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けが成立した場合でも当社の株式の上場は引続き維持される方針です。

本日開催の当社取締役会において、上記算定報告書を参考として、本公開買付けの買付価格その他条件の妥当性、公開買付者と当社との事業上の相乗効果、引き続き当社株式を継続保有される株主の利益等の観点から慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが当社の企業価値向上、ひいては当社株式を継続保有される株主の利益に寄与するものであるとともに、当社の株主に当社株式の適切な売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

なお、かかる当社の取締役会には、当社の代表取締役社長である永瀬則幸は、特別利害関係人として、上記決議に参加しておりません。

### 3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

### 4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

### 5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

### 6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

### 7. 業務提携の内容

当社及びエフティコミュニケーションズは、業務提携を足掛かりとして、両社の顧客基盤に対する商品・サービスの販売促進や販売ノウハウの共有のための人的交流を行い、両社がグループとして有する様々な販売ノウハウやサポート業務基盤および価格競争力のある商品の安定的な供給ノウハウの融合を図ります。また、業務基盤の共有化によるコスト削減を図ることにより、グループとしての企業体質強化に努めてまいります。

業務提携の具体的内容につきましては、引き続き両社にて協議を進めていく予定ですが、主に以下の点を中心に準備を進めてまいります。

- ① エフティコミュニケーションズグループが保有する中小法人から一般消費者向けの販売チャネルについて、当社との間で、「業務提携推進委員会」（仮称）を設置し、活発な人的交流をもとに業績向上につながる具体策を策定いたします。両社が有する顧客基盤やサービス、両社のノウハウを詳細に検証し、相互活用することで、双方の顧客への製品・サービスの紹介と浸透向上策を策定いたします。
- ② 両社の既存の顧客だけでなく、新規顧客の獲得に必要な対策を策定し、サービス関連商材の販売チャネルの拡大と、顧客訴求力の向上を実現します。将来的には、対象者が提供するマーキ

ングサプライ品事業において付加価値の高い商品・サービスの導入の可能性を検証し、法人顧客の新規獲得と新サービスの浸透率・顧客単価の向上を目指します。

#### 8. 日程

平成19年11月1日 業務及び資本提携に関する契約書締結及び当社株式に対する  
公開買付けについての意見表明に関する取締役会決議  
平成19年11月2日 公開買付開始公告日  
公開買付期間開始日  
平成19年12月4日 公開買付期間末日  
平成19年12月11日 公開買付けの決済期日

#### 9. 今後の業績見通し

今後は、本資本業務提携の趣旨を早期に実現し、両社の企業価値の向上に邁進してまいります。尚、今後の業績見通しにつきましては、本公開買付けの買付け期間が終了し、資本業務提携後の業績の見通しが明らかになった段階でお知らせいたします。

以 上

参考資料として株式会社エフティコミュニケーションズの「ハイブリッド・サービス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を添付いたします。

平成19年11月1日

各 位

会 社 名	株式会社エフティコミュニケーションズ
代 表 者 名	代表取締役社長 CEO 畔柳 誠 (JASDAQ・コード番号: 2763)
問い合わせ先	IR・広報室長 中井 唯雄
T E L	03 (5847) 2777 (代表)

## ハイブリッド・サービス株式会社との資本業務提携および

### ハイブリッド・サービス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

公開買付者は、平成19年11月1日開催の取締役会において、下記のとおり、ハイブリッド・サービス株式会社(JASDAQ・コード番号:2743)との資本業務提携を実現するために株式を公開買付により取得し、子会社化することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 資本業務提携の理由および買付け等の目的

株式会社エフティコミュニケーションズ(以下「公開買付者」という)は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しているハイブリッド・サービス株式会社(以下、「対象者」という)について、強固な資本業務提携を実現するため公開買付者の連結子会社とすることを目的とし、対象者普通株式27,778株(平成19年6月30日現在、対象者が保有する自己株式を除く全ての発行済普通株式54,468株の51.0%に相当)の取得を上限として、公開買付け(以下、「本公開買付け」という)を実施いたします。なお、本公開買付けについては、平成19年11月1日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。(かかる対象者の取締役会には、対象者の代表取締役である永瀬則幸は、特別利害関係人として、上記決議に参加しておりません。)

公開買付者は現在、情報通信機器とソフトウェアの販売を主とするソリューション事業、携帯ショップ運営のモバイル事業、インターネット利用に関わるISP・ASPサービスの提供を主とするサービス&サポート事業を中小企業に対して提供しております。

一方、対象者は、コンピュータ、ワードプロセッサ、タイプライターおよびPOSレジ用インクリボンなどの販売会社として創業し、その後、コンピュータリゼーションの進展とともに変化するお客様のニーズやオフィス用品業界の

動向に合わせて、マーケティングサプライ品に特化しております。

また、対象者は、お客様の「利便性」と「満足」に応えるため、「Lower Price」「High Quality」「Quick Delivery」を経営基本理念とし、限られた経営資源を物流インフラの整備・拡張・情報化投資に絞り込み、地道にかつ着実に、お客様の「信頼」を培う経営に努めてまいりました。その結果として、対象者は、マーケティングサプライ市場において、あらゆる印字関連製品と付随するサービスの提供体制を整えた「ワンストップ・ベンダー」という企業ブランドを確立することができました。（マーケティングサプライとは、レーザープリンタのトナーなど、印字関連消耗品のことをいいます。）

公開買付者と対象者は中小企業に向けて商品・サービスを提供しており、ビジネスモデルの面において共有する要素があります。公開買付者の中小企業向け情報通信機器販売においては、市場環境の変化により今後販売競争が厳しさを増すことが想定されており、OA機器販売及び消耗品販売などでは、価格競争力と商品供給力の維持が懸念事項となっております。対象者のマーケティングサプライ市場においては、IT化の進展とサービスの多様化が一定の水準で落ち着いていることから、市場は飽和状態であり、卸販売事業としての粗利益確保などが懸念事項となっております。公開買付者は、このような現状を鑑み、両社のビジネス環境において、今後、きわめて高い柔軟性をもった対応をすることが重要になると認識しております。

公開買付者は、このような環境認識のもと、公開買付者が有する中小企業の顧客基盤や営業力・サポート体制と、対象者が有する多岐にわたる商品の供給能力を総合的に判断し、今回の買付を実施し子会社化することにより、両社の優位性を早期かつ強力で融合することでグループ全体として競争力向上を目指し、厳しさを増す両社の事業環境に十分対応できる体制を整えることは、公開買付者株主・対象者株主双方の利益となると判断いたしました。このような判断のもと、公開買付者と対象者は、資本及び業務提携について協議をおこない、今回資本業務提携の合意に達し、平成19年11月1日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容及び当該契約における今後の公開買付者の経営参画の方法といたしまして、公開買付者と対象者は、業務基盤の共有化によるコスト削減策の検討を行い、双方の顧客基盤に対する商品・サービスの販売促進、販売ノウハウの共有のための人的交流を行います。このように両社がグループとして有する様々な販売ノウハウやサポート業務基盤および価格競争力のある商品の安定的な供給ノウハウの融合は、グループとしての企業体質強化に寄与すると考えております。

業務提携の具体的内容につきましては、引き続き両社にて協議を進めていく予定ですが、現時点において、両者間で合意されております業務提携概要は以下のとおりであります。なお、業務提携契約の条項につきましては、『3. その他・(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無及び内容・②資本業務提携契約書』をご参照ください。

- ① 公開買付者グループが保有する中小法人から一般消費者向けの販売チャネルについて、対象者との間で、「業務提携推進委員会」（仮称）を設置し、活発な人的交流をもとに業績向上につながる具体策を策定いたします。両社が有する顧客基盤やサービス、両社のノウハウを詳細に検証し、相互活用することで、双方の顧客への製品・サービスの紹介と浸透向上策を策定いたします。
- ② 公開買付者は、対象者へ、顧問を派遣します。その顧問は、今後、対象者取締役または監査役に就任する可能性があります。

両社の既存の顧客だけでなく、新規顧客の獲得に必要な対策を策定し、サービス関連商材の販売チャネルの拡大と、顧客訴求力の向上を実現します。将来的には、対象者が提供するマーケティングサプライ事業において付加価値の高い商品・サービスの導入の可能性を検証し、法人顧客の新規獲得と新サービスの浸透率・顧客単価の向上を目指します。

公開買付者は、両社が持てる業務資産を総動員し、効率的な供給体制の構築及び新たなサービス展開の為のリソー

ス確保を対象者と二人三脚で実現し、上記懸念事項を乗り越え、相乗効果を最大限、両社の顧客に提供し、両社の企業価値の向上に邁進することにより両社株主の期待にこたえる所存であります。

公開買付者による支配権獲得後の業務提携方針及び経営参加の方法は以上のとおりであります。現時点において、公開買付者及び対象者の組織・企業集団の再編、子会社の解散、財産の処分または譲受、多額の借財、代表取締役及び取締役の異動、配当及び資本政策の変更は予定しておりません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	ハイブリッド・サービス株式会社	
② 主な事業内容	プリンタ用消耗品（トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジ）の販売等	
③ 設立年月日	昭和61年10月6日	
④ 本店所在地	東京都千代田区神田神保町二丁目2番地	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永瀬 則幸	
⑥ 資本金の額	629百万円（平成19年6月30日現在）	
⑦ 大株主及び持ち株比率 (平成19年6月30日現在)	有限会社エヌ・ジー・エス	33.15%
	永瀬 則幸	16.40%
	森川 潤	7.22%
	ジブラルタ生命保険株式会社 (一般勘定株式D口) (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	2.79%
	道下 寛一	1.66%
	長江 芳実	1.39%
	新倉 敏美	1.05%
	坂本 浩	0.85%
	相良 文昭	0.51%
	美樹工業株式会社	0.46%
		(発行済総株式数 57,319株)
⑧ 買付者と対象者の関係等 (平成19年6月30日現在)	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。

ハイブリッド・サービス株式会社		
	平成18年12月期	平成17年12月期
売上高	24,901百万円	23,159百万円
営業利益	487百万円	480百万円
経常利益	476百万円	526百万円
当期利益	347百万円	333百万円
総資産	10,017百万円	9,486百万円
純資産	2,259百万円	2,169百万円
自己資本比率	22.6%	22.9%
一株あたりの配当金	3,000円	3,000円

### (2) 買付け等の期間

#### ① 届出当初の買付け等の期間

平成19年11月2日（金曜日）から平成19年12月4日（火曜日）まで（22営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法（以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日となり、平成19年12月14日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、37,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり、第三者算定人である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「算定人」といいます）に、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。

算定人は、この依頼を受け、対象者の株価の動向、業績の内容等を勘案した結果、市場株価法、類似上場企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しました。それぞれの手法による対象者の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 37,384円から39,858円

類似上場企業比較法 : 19,951円から40,523円

DCF法 : 29,119円から39,069円

なお、本公開買付けにおける買付価格であります37,000円は、本公開買付けの開始を決議した日の前営業日（平成19年10月31日）の株式会社ジャスダック証券取引所における終値38,600円に対して4.15%（小数点以下第3位を四捨五入）、また同日までの過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値に対して、それぞれ1.03%、10.44%、36.77%（小数点以下第3位を四捨五入）ディスカウントした額に相当しています。

② 算定の経緯

上記、市場株価法、類似上場企業比較法およびDCF法から導き出された株価が幅広く分布していたため、公開買付者と対象者は、平成19年10月上旬以降、対象者に対して行った会計面・法務面等に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者と公開買付者との間で生み出される事業面における相乗効果、本公開買付け後も対象者の株式の上場を維持させる条件を付した上で本公開買付けの成立する見通し、さらに、市場株価法・類似上場企業比較法・DCF法の数値を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の過程において、公開買付者が37,000円を提案し、その時点以降継続された交渉の結果、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり37,000円とすることに両者が合意いたしました。

以上、平成19年11月1日の公開買付者取締役会に付議いたしましたところ、対象者との間で業務及び資本提携に関する基本合意書を締結することにより両者が強固な関係のもと業務提携に邁進することは、企業価値の向上につながるという公開買付者取締役会の総意のもと、買付価格を1株当たり37,000円としたことは合理的と判断され、本公開買付けの実施が決議されました。

なお、対象者は、平成19年11月1日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

③ 算定人との関係

公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しません。

## (5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株 券	27,778 株	一株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券預託証券	一株	一株
合計	27,778 株	一株
	発行済総株式数 57,319 株	

(注1) 応募株券等の数の合計が株式に換算した買付予定の上限（以下「買付予定の上限」という。）（27,778株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定の上限を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び内閣府令（以下「府令」）第32条に規定する按分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

## (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%) (買付け等前における議決権保有割合 0%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	27,778 個	(買付け等後における株券等所有割合 48.46%) (買付け等後における議決権保有割合 51.00%)
対象者の総株主の議決権の数	54,468 個	

(発行済総株式数 57,319 株)

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の上限（27,778株）に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成19年9月21日提出の第22期半期報告書に記載された総株主の議決権の個数です。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## (7) 買付代金 1,027,786,000 円

(注) 買付予定の上限（27,778株）に1株当たりの買付け等の価格を乗じた金額です。公開買付代理人に支払う手数料、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用は含まれておりません。

## (8) 決済の方法

## ① 買付等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

## ② 決済の開始日 平成19年12月11日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成19年12月21日（金曜日）となります。

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

### ④ 日程

平成 19 年 11 月 1 日	取締役会決議
平成 19 年 11 月 2 日	公開買付開始公告日
平成 19 年 12 月 4 日	応募受付最終日
平成 19 年 12 月 11 日	決済期日

本公開買付にあたり、公開買付者は、対象者の筆頭株主である有限会社エヌ・ジー・エス（平成 19 年 6 月 30 日現在における対象者の発行済株式総数の 33.15%）及び対象者の代表取締役社長であり大株主である永瀬則幸（同 16.40%）から、それぞれが保有する対象者株式について、本公開買付に応募することの同意を得ております。

また、対象者株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付においては買付予定の株式数に上限（平成 19 年 6 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式を除く全ての発行済普通株式 54,468 株の 51.0%）に相当する対象者株式 27,778 株を設定すること、及び公開買付者はその対象者株式を長期的に保有することにより、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針です。なお、届出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

## (9) その他買付等の条件及び方法

### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が、買付予定の上限（27,778 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定する按分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。（各応募株券等の数に 1 株未満の株数の部分がある場合、按分比例の方法により計算される買付株数は、各応募株券等の数を上限とします。）

按分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たないときは、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき 1 株（追加して 1 株の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

按分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限を超えるときは、買付予定の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日15時まで、公開買付け代理人の応募受付をした本店または全国各支店に公開買付け応募申込みの受付表を貼付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付または送付してください。契約の解除は解除書面が公開買付け代理人に交付され、または到達したときに効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日15時まで公開買付け代理人に到着しなければ解除できないことにご注意ください。なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。

## ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

## ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

## ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵

便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

1. 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。
2. 本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。
3. 買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。
4. 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます)。

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 11 月 2 日

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。

(電子公告アドレス <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>)

(11) 公開買付代理人 新光証券株式会社  
東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

### 3. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無及び内容

#### ① 株主間契約書

対象者代表取締役永瀬則幸および対象者代表取締役永瀬則幸が代表である有限会社エヌ・ジー・エスが保有する対象者株式の取り扱いに係る契約であります。本公開買付にあたり、公開買付者は、対象者の筆頭株主である有限会社エヌ・ジー・エス（平成 19 年 6 月 30 日現在における対象者の発行済株式総数の 33.15%を保有）および対象者の代表取締役であり大株主である永瀬則幸（同 16.40%保有）から、それぞれが保有する対象者株式について、本公開買付に応募するとの同意を得ております。

#### ② 資本業務提携契約書

公開買付者と対象者の株主利益の保護を念頭に、両者が有する経営資源を有効に活用し、事業を発展させるための取り決めであります。概要といたしましては、

- 対象者重要取引先の維持
- 対象者従業員に対する業務提携及び公開買付けに関する説明を対象者が行うこと
- 対象者及び対象者代表取締役の責任による対象者主要取引先に対する売掛債権等の回収
- 業務提携推進委員会（仮称）の創設

- 公開買付者から対象者への顧問の派遣
  - 公開買付者と対象者が相互に競業を回避すること
- 等が、条項の一部として定められております。

(2) 投資者が買付等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年11月1日に、株式会社ジャスダック証券取引所において平成19年12月期第3四半期財務・業績の概要(連結)を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者であります公開買付者および算定人はその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

(3) 平成19年12月期第3四半期財務・業績の概況(平成19年1月1日～平成19年9月30日)

連結経営成績

(%表示は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年12月期第3四半期	17,542	(△0.9)	7	(△98.1)	△35	(-)	△74	(-)
18年12月期第3四半期	17,704	(7.2)	389	(14.9)	384	(11.2)	203	(△11.7)
18年12月期	24,901		487		476		347	

	1株当たり四半期(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年12月期第3四半期	△1,376	25	-	-
18年12月期第3四半期	3,722	37	3,694	79
18年12月期	6,369	68	6,326	87

連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円		百万円		%	円	銭	
19年12月期第3四半期	8,209		2,014		24.5	36,991	35	
18年12月期第3四半期	9,428		2,107		22.3	38,733	78	
18年12月期	10,017		2,259		22.6	41,513	17	

(4) 平成19年12月期の連結・単体業績予想(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

連結業績予想

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	24,097	△3.2	167	△65.7	120	△74.8	58	△83.3	1,064	85

## 単体業績予想

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	23,233	△4.6	171	△67.1	172	△66.9	142	△55.3	2,607	04

(5) 公開買付者株主が買付等の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者と対象者は、上記『資本業務提携契約書』において、公開買付者の株主利益の保護を念頭に企業価値の毀損も防ぐ条項をもうけることに合意し、『3. その他・(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無及び内容・②資本業務提携契約書』に列挙しております。両者は双方の株主利益に配慮した方針に基づいて、資本業務提携及び公開買付を行うという方針の下、公開買付者取締役は、その善管注意義務をはたしていると判断しております。

## 4. 日程

平成 19 年 11 月 1 日	業務及び資本提携に関する取締役会承認決議 業務及び資本提携に関する基本合意書締結
平成 19 年 11 月 2 日	公開買付開始公告日 公開買付期間開始日
平成 19 年 12 月 4 日	公開買付期間末日
平成 19 年 12 月 11 日	公開買付けの決済期日

以上